

宝塚市諮問第21号

宝塚市廃棄物減量等推進審議会

宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定及び  
プラスチック類の分別・処理のあり方について（諮問）

宝塚市廃棄物減量等推進審議会条例（平成12年3月29日条例第25号）  
第2条第1号及び第2号の規定により、別紙のとおり宝塚市一般廃棄物処理基  
本計画の改定及びプラスチック類の分別・処理のあり方について諮問します。

平成24年（2012年）7月6日

宝塚市長 中 川 智



## 1 諮問の主旨

地球温暖化や生物多様性の危機など、地球規模での環境の悪化が危惧されている今日、従来の大量生産、大量廃棄型の社会を見直し、ごみの減量や再資源化、新エネルギーの利用などを促進し、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会づくりが求められています。

本市では、この循環型社会の構築に向けて長期的、総合的なごみの減量化・資源化、適正処理等を積極的に推進するために、平成19年度に平成

29年度を目標年次とする「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この間、基本計画に基づき、市民の理解と協力を得ながら3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進によるごみの減量化や、プラスチック類をはじめとするごみの分別の徹底による資源化の促進、適正処理等に努めてきました。

基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき策定するもので、平成20年6月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）においては、「概ね5年ごとに改定する」と規定されています。

本市の基本計画は、策定から5年が経過していることから、この間の社会環境の変化やごみの減量化、資源化等の現状、評価を踏まえ、更には新ごみ処理施設の建設を見据えた、新たな減量化・資源化目標の設定や、実現に向けた施策等を推進するために、平成25年度を初年度とし平成34年度を目標年度とする、宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定を諮問いたします。

また、プラスチック類の分別・処理のあり方につきましては、平成21年度に当審議会においてご審議いただき、「現行システムを継続する」旨の答申をいただいたところですが、平成19年4月に分別・処理を開始してから5年が経過したことから、今回、この間の実績等を踏まえて、現在のシステムを再度、評価・検証し、その分別・処理のあり方についても諮問いたします。

## 2 諮問事項

宝塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について及びプラスチック類の分別・処理のあり方について